（注意）

１．～５．　（略）

６．第五面関係

①～④　（略）

⑤　【４．非住宅部分のエネルギー消費性能】の欄は、いずれか該当するチェックボックスに「✓」マークを入れた上で記載してください。

⑥　「ＢＥＩ」は、設計一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）を基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）で除したものをいいます。「ＢＥＩ」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。

７．第六面関係

①～③　（略）

④　【３．基準省令附則第２条の適用の有無】の欄は、いずれか該当するチェックボックスに「✓」マークを入れてください。

⑤　（略）

⑥　【５．住宅部分のエネルギー消費性能】の欄は、以下の内容に従って記載してください。

(1)（外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項）又は（一次エネルギー消費量に関する事項）のそれぞれについて、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れた上で記載してください。

(2)「住棟単位外皮平均熱貫流率」及び「住棟単位冷房期平均日射熱取得率」については、それぞれの基準値（基準省令第１条第１項第２号イ(1)（ⅱ）の表に掲げる数値をいう。）と併せて記載してください。

(3)「基準一次エネルギー消費量」、「設計一次エネルギー消費量」及び「ＢＥＩ」については、住宅部分全体での数値を記載してください。

(4)「基準省令第１条第１項第２号イ(3)の基準」又は「基準省令第１条第１項第２号ロ(3)の基準」を用いる場合は、別紙に詳細を記載してください。

(5)「ＢＥＩ」は、設計一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）を基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）で除したものをいいます。「ＢＥＩ」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。

⑦　（略）

８．第七面関係

①・②　（略）

③　【４．住戸のエネルギー消費性能】の欄は、以下の内容に従って記載してください。

(1)（外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項）又は（一次エネルギー消費量に関する事項）のそれぞれについて、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れた上で記載してください。

(2)「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」については、それぞれの基準値（基準省令第１条第１項第２号イ(1)（ｉ）の表に掲げる数値をいう。）と併せて記載してください。

(3)「基準省令第１条第１項第２号イ(3)の基準」又は「基準省令第１条第１項第２号ロ(3)の基準」を用いる場合は、別紙に詳細を記載してください。

(4)「ＢＥＩ」は、設計一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）を基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）で除したものをいいます。「ＢＥＩ」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。

④　（略）

９．　（略）

（注意）

１．～５．　（略）

６．第五面関係

①～④　（略）

⑤　【４．非住宅部分のエネルギー消費性能】の欄は、「基準省令第１条第１項第１号イの基準」、「基準省令第１条第１号ロの基準」又は「国土交通大臣が認める方法及びその結果」の該当するチェックボックスに、「✓」マークを入れた上で記載してください。「ＢＥＩ」については、小数点第二位未満を切り上げた数値を記載してください。

⑥　【４．非住宅部分のエネルギー消費性能】の欄において、「ＢＥＩ」は、設計一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）を基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）で除したものをいいます。

７．第六面関係

①～③　（略）

④　【３．基準省令附則第２条の適用の有無】の欄は、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れ、「有」の場合は申請に係る建築物が「地域の気候及び風土に応じた住宅であることにより基準省令第１条第１項第２号イに適合させることが困難」であると認定を受けた所管行政庁の名称を記載してください。

⑤　（略）

⑥　【５．住宅部分のエネルギー消費性能】の欄は、以下の内容に従って記載してください。

(1)「基準一次エネルギー消費量」、「設計一次エネルギー消費量」及び「ＢＥＩ」、「一次エネルギー消費量に関する仕様基準」又は「国土交通大臣が認める方法及びその結果」の該当するチェックボックスに「✓」マークを入れた上で記載してください。「基準一次エネルギー消費量」、「設計一次エネルギー消費量」及び「ＢＥＩ」については、住宅部分全体での数値を記載してください。「ＢＥＩ」については、小数点第二位未満を切り上げた数値を記載してください。「一次エネルギー消費量に関する仕様基準」を用いる場合は、別紙に詳細を記載し、「共用部分の基準一次エネルギー消費量」及び「共用部分の設計一次エネルギー消費量」を記載してください。

(2)この欄において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。

ｉ）ＢＥＩ　設計一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）を基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）で除したものをいいます。

ⅱ）一次エネルギー消費量に関する仕様基準　基準省令第１条第１項第２号ロ(2)に規定する国土交通大臣が定める基準をいいます。

⑦　（略）

８．第七面関係

①・②　（略）

③　【４．住戸のエネルギー消費性能】の欄は、以下の内容に従って記載してください。

(1)「１．外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項」については、「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」、「外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する仕様基準」、「国土交通大臣が認める方法及びその結果」又は「基準対象外」の該当するチェックボックスに、「✓」マークを入れた上で記載してください。「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」については、それぞれの基準値（基準省令第１条第１項第２号イ(1)の表に掲げる数値をいう。）と併せて記載してください。「外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する仕様基準」を用いる場合は、別紙に詳細を記載してください。

(2)「２．一次エネルギー消費量に関する事項」については、「基準一次エネルギー消費量」、「設